

# 訪問看護 重要事項説明書（医療版）

## 1. 事業の目的及び運営の方針

### （1）事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、訪問看護ステーションの看護職員（保健師、看護師、准看護師を含む。以下「看護職員」と言う。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し生活の質の確保を図るために、その心身の能力の維持回復を目指し、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### （2）運営方針

訪問看護ステーションの看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、ターミナルケアにおいては、心身及び精神状態を踏まえた上で利用者及び家族の意向に沿った看取りの支援をする。

事業の実施に当たっては、かかりつけ医や関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 2. 当事業所が提供するサービスについての苦情・相談窓口

|      |                |           |
|------|----------------|-----------|
|      | 電話番号           | 担当        |
| 当事業所 | 075 (212) 7266 | 管理者 高鳥 郁子 |

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 3. 当事業所の概要

### （1）提供できるサービスの種類と地域

|             |   |
|-------------|---|
| 法人名及び事業所名称  | 医療法人財団康生会 柳馬場訪問看護ステーション                     |
| 所在地         | 京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町 407 番地<br>シティーハウス 407 1階 |
| サービス及び指定番号  | 訪問看護 (0390028)                              |
| サービスを提供する地域 | 京都市中京区、下京区<br>(東は川端通、西は千本通、南は塩小路通、北は丸太町通)   |

※ 上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

### （2）当事業所の職員体制

|                         | 資格                      | 常勤 | 非常勤 | 計  |
|-------------------------|-------------------------|----|-----|----|
| 管理者                     | 看護師                     | 1名 | 0名  | 1名 |
| 看護職員                    | 看護職員                    | 4名 | 0名  | 4名 |
| 理学療法士<br>作業療法士若しくは言語聴覚士 | 理学療法士<br>作業療法士若しくは言語聴覚士 | 0名 | 0名  | 0名 |

※ 管理者は看護職員と兼務（常勤兼任）

(3) サービス提供時間

|       |            |                     |
|-------|------------|---------------------|
| 月～土曜日 | 8：30～17：00 |                     |
| 日曜・祝日 | 原則休業       | 年末・年始(12/30～1/3)を含む |

※ 24時間対応体制加算対象者の方は24時間対応いたします。

※ 上記時間帯以外の場合は料金が異なります。

4. サービス内容

かかりつけ医の指示のもと「訪問看護計画書」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

【在宅療養の援助】

- 病状のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など、心の健康、生活動作、病気の予防など）
- 身体の清潔のお世話、食生活の指導・援助、排泄のお世話
- 療養環境整備
- 寝たきり床ずれ予防のためのお世話、コミュニケーションの援助
- 慢性疾患の看護と療養生活の相談
- 医師の指示の医療処置（床ずれ・その他の創部の処置・留置カテーテルの管理等）
- 服薬指導・管理などの相談

【リハビリテーション】

- 住環境整備（家屋改造・改善等）
- 日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）

【介護相談等】

- 保健・医療・福祉・介護の関係機関とともにあらゆるご相談、サービス利用のお手伝いをいたします。

5. 利用料

(1) 利用料

サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費医療を受給されている方は利用料負担の全額あるいは一部免除されます。

【基本利用料】

|  | 1割負担                  | 2割負担                      | 3割負担                      |
|--|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 訪問看護基本療養費（週3日まで）                                   | 看護師 560円<br>准看護師 510円 | 看護師 1,110円<br>准看護師 1,010円 | 看護師 1,670円<br>准看護師 1,520円 |
| 訪問看護基本療養費（週4日目以降）                                  | 看護師 660円<br>准看護師 610円 | 看護師 1,310円<br>准看護師 1,210円 | 看護師 1,970円<br>准看護師 1,820円 |
| 入院中に外泊をされた際に訪問を行った場合（1or2回/入院中）<br>※訪問看護管理療養費は算定不可 | 看護師・准看護師<br>850円      | 看護師・准看護師<br>1,700円        | 看護師・准看護師<br>2,550円        |
|  | 1割負担                  | 2割負担                      | 3割負担                      |

|                        |       |         |         |
|------------------------|-------|---------|---------|
| 訪問看護管理療養費（月の初日）        | 770 円 | 1,530 円 | 2,300 円 |
| 訪問看護管理療養費 1（月の 2 日目以降） | 300 円 | 600 円   | 900 円   |
| 訪問看護管理療養費 2（月の 2 日目以降） | 250 円 | 500 円   | 750 円   |

【加算】

| 加算の種類                 | 基 準  | 1 割負担                              | 2 割負担                               | 3 割負担                                  |
|-----------------------|--|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| □24 時間対応体制加算（イ）       | (1) 必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者の同意を得られた場合<br>(2) 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みを行っている場合 | 680 円                              | 1,360 円                             | 2,040 円                                |
| □24 時間対応体制加算（ロ）       | 必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また利用者の同意を得られた場合  | 650 円                              | 1,300 円                             | 1,960 円                                |
| □特別管理加算               | 厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする場合   | 250 円/<br>500 円                    | 500 円/<br>1000 円                    | 750 円/<br>1500 円                       |
| □難病等複数回訪問加算           | 1 日 2 回以上の訪問（1 日につき）   | 450 円<br>(2 回)<br>800 円<br>(3 回以上) | 900 円<br>(2 回)<br>1600 円<br>(3 回以上) | 1,350 円<br>(2 回)<br>2,400 円<br>(3 回以上) |
| □長時間訪問看護加算            | 人口呼吸器等、特別な管理を必要とする方への訪問が 90 分を越える場合（1 回/週）   | 520 円                              | 1,040 円                             | 1,560 円                                |
| □緊急時訪問看護加算（月 14 日まで）  | 定期的に行う訪問以外に利用者又はその家族等の緊急の求めに応じ、かかりつけ医の指示により訪問した場合（1 回/日）   | 270 円                              | 530 円                               | 800 円                                  |
| □緊急時訪問看護加算（月 15 日目以降） | 定期的に行う訪問以外に利用者又はその家族等の緊急の求めに応じ、かかりつけ医の指示により訪問した場合（1 回/日）   | 200 円                              | 400 円                               | 600 円                                  |
| □在宅患者連携指導加算           | 月 2 回以上、医療機関等との文書等による連携を実施し、共有した情報に基づき、利用者又は家族に療養上、必要な指  | 300 円                              | 600 円                               | 900 円                                  |

|                                |  |                                 |                                 |                                     |
|--------------------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
|                                | 導を行った場合<br>(1回/月)  |                                 |                                 |                                     |
| □在宅患者緊急時<br>等カンファレンス<br>加算     | 利用者の状態急変や診療方針の変更に<br>伴うかかりつけ医との会議に基づき利<br>用者又は家族に療養上、必要な指導を行<br>った場合(2回まで/月)                 | 200円                            | 400円                            | 600円                                |
| □退院時共同指導<br>加算                 | 病院等において退院前に、共同で退院後<br>の指導を行い、文書で提供した場合(1<br>回/退院時)(厚生労働大臣が定める者に<br>該当する場合は2回)                | 800円                            | 1,600円                          | 2,400円                              |
| □特別管理指導<br>加算                  | 退院後、特別な管理が必要な利用者に対<br>して、退院時共同指導を行った場合(退<br>院時共同指導加算に追加)                                     | 200円                            | 400円                            | 600円                                |
| □退院支援指導<br>加算                  | 厚生労働大臣が定める疾病等に該当す<br>る利用者および主治医の指示により退<br>院日に訪問し療養上必要な指導を行っ<br>た場合(1回/退院時)                   | 600円                            | 1,200円                          | 1,800円                              |
| □長時間による退<br>院支援指導加算<br>(90分以上) | 厚生労働大臣が定める疾病等に該当す<br>る利用者および主治医の指示により退<br>院日に訪問し長時間(90分以上)にわた<br>る療養上必要な指導を行った場合(1回/<br>退院時) | 840円                            | 1,680円                          | 2,520円                              |
| □訪問看護情報提<br>供療養費               | 利用者の同意を得て、市町村又は保健所<br>へ文書により利用者の情報提供を行っ<br>た場合   | 150円                            | 300円                            | 450円                                |
| □複数名訪問看護<br>加算                 | 末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者<br>に対して、同時に複数の看護職員等が訪<br>問した場合(1回/週)                                       | 450円<br>(看護師)<br>380円<br>(准看護師) | 900円<br>(看護師)<br>760円<br>(准看護師) | 1,350円<br>(看護師)<br>1,140円<br>(准看護師) |
| □乳幼児加算                         | 3歳未満(1日につき)  | 50円                             | 100円                            | 150円                                |
| □幼児加算                          | 3歳以上、6歳未満<br>(1日につき)   | 50円                             | 100円                            | 150円                                |
| □夜間・早朝訪問看<br>護加算               | 午後6時～午後10時<br>午前6時～午前8時の間に利用者の求め<br>に応じて訪問した場合   | 210円                            | 420円                            | 630円                                |
| □深夜訪問看護加<br>算                  | 午後10時～午前6時の間に利用者の求<br>めに応じて訪問した場合  | 420円                            | 840円                            | 1,260円                              |
| □ターミナルケア<br>療養費                | 終末期の継続的な看護の後、在宅におい<br>て死亡した場合(死亡月)   | 2,500円                          | 5,000円                          | 7,500円                              |

|                     |  |           |       |       |
|---------------------|--|-----------|-------|-------|
|                     | (ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)  |           |       |       |
| □看護・介護職員連携強化加算      | 登録特定行為事業者と連携し、たんの吸引等の行為が円滑に行われるよう、医師の指示の下に訪問介護員に対して必要な支援を行った場合<br>(月 1 回限り)        | 250 円     | 500 円 | 750 円 |
| □訪問看護情報提供療養費 3      | 入院又は入所する保険医療機関に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、利用者の同意を得て指定訪問看護に係る情報を提供した場合<br>(月 1 回限り) | 150 円     | 300 円 | 450 円 |
| □遠隔死亡診断補助加算         | 看取りに関する研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合                             | 150 円     | 300 円 | 450 円 |
| □訪問看護医療 DX 情報活用加算   | 健康保険法第 3 条第 13 条の規程による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合          | 10 円      | 10 円  | 20 円  |
| □訪問看護ベースアップ評価料 (I)  | 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合  | 80 円      | 160 円 | 230 円 |
| □訪問看護ベースアップ評価料 (II) | (I) を算定しているステーションであって、賃金のさらなる改善を必要とする訪問看護ステーションにおいて賃金の改善を実施している場合                  | 診療報酬規程に準ず |       |       |

※ 疾病や重症度により加算額が変わるものがあります。

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| □超過料金 | 1 日の訪問時間が 2 時間を越えた場合、上記基本料金に加えて 30 分ごとに加算させていただきます。 | 500 円 |
|-------|---|-------|

#### 【超過料金】

- ※ 1 週間に訪問可能日数は原則、3 日までとなっております。1 週間に 4 日以上訪問させていただく場合は基本利用を実費にて徴収させていただきます。
- ※ 請求金額は 10 円未満の端数については四捨五入させていただきます。
- ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者様について、訪問看護の利用開始時及び状態の変化等に合わせて、看護職員が訪問させていただきます。

#### (2) 交通費

通常の事業の実施範囲外へ訪問する場合、公共の交通機関利用相当の実費を徴収致します。

#### (3) その他

- ・ 死後の処置を行った場合、12,100円(税込み)徴収いたします。
- ・ 契約者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用を負担します(訪問看護契約書：第 6 条第 4 項)。

#### (2) 料金のお支払い方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月の最初の訪問時に手渡します（訪問看護契約書：第6条第2項）。

お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に確認いたします。

#### 6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、かかりつけ医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

|                      |     |  |
|----------------------|-----|--|
| かかりつけ医               | 氏名  |  |
|                      | 連絡先 |  |
| ご家族                  | 氏名  |  |
|                      | 連絡先 |  |
| 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所 | 氏名  |  |
|                      | 連絡先 |  |

7. 料金等の変更が合った場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

#### 8. 個人情報の利用目的について

当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- ① 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ② 業務の維持・改善のための資料
- ③ 学生の実習への協力
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 業務上必要な行政への対応
- ⑥ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ⑧ 当該事業所からの案内
- ⑨ 第三者評価及び外部監査

#### 9. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する会議を行うとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・ 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

#### 10. 身体拘束の禁止

第 14 条 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

2 事業者は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

#### 1 1. ハラスメントについて

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において従業者に対する各種ハラスメント（優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等の防止の為に必要な措置を講じます。

#### 1 2. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制確保に努めます。

#### 1 3. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、府・市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。別途処理要項を定めます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行なうものとしします。

#### 1 4. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

#### 1 5. この説明書の内容は令和 6 年 6 月 1 日より適用いたします

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

(所在地) 京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町 407 番地  
シティーハウス 407 1 階  
(名 称) 柳馬場訪問看護ステーション

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受け、同意をし、受領しました。

契約者

(住 所)  
(氏 名)

(代理人)

(住 所)  
(氏 名)

柳馬場訪問看護ステーション

## 個人情報に関する同意書

私と医療法人財団康生会との間で令和 年 月 日に締結した、訪問看護に関する契約書第 11 条の秘密保持に関し、以下のとおり私及び家族の個人情報を契約の有効期間中用いることに同意いたします。

1. 利用期間

訪問看護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

重要事項説明書 8 に定めた他、以下の内容について利用させていただきます

- 1) 利用者に関わる訪問看護計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 2) 医療機関（かかりつけ医を含む）、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 3) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- 4) その他サービス提供で必要な場合
- 5) 上記の各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所 .....

氏 名 .....

利用者代理人（続柄： ）

住 所 .....

氏 名 .....

利用者の家族等の代表者（自署）（続柄： ）

利用者に適切なサービスを提供する為に必要となる利用者の家族等の個人情報について関係事業者提供・共有することに同意します。

住 所 .....

氏 名 .....

柳馬場訪問看護ステーション

## 24 時間対応体制加算同意書

私と医療法人財団康生会との間で訪問看護契約書第 13 条第 2 項の緊急時の対応に関し、当事業所より必要性について重要事項説明書に基づき、説明を受けましたので同意します。

令和 年 月 日

利用者  
住 所  
氏 名

家 族  
住 所  
氏 名

家 族  
住 所  
氏 名

(利用者代理人)  
住 所  
氏 名